



2026年3月6日

各 位

会 社 名 株式会社豊田自動織機  
代 表 者 取締役社長 伊藤 浩一  
(コード番号 6201 東証プライム・名証プレミア)  
問 合 せ 先 経理部長 玉木 康一  
(TEL. 0566-22-2511)

**(変更) 「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」の一部変更について**

当社が2026年1月14日付で公表いたしました「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」(2026年2月12日付で公表いたしました「(変更) 「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」の一部変更について」及び2026年3月2日付で公表いたしました「(変更) 「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」の一部変更について」を含みます。)につきまして、その内容の一部に変更すべき事項(当該変更を以下「本変更」といいます。)が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、本日、トヨタアセット準備株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が公表した「株式会社豊田自動織機(証券コード:6201)の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者が、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格を変更すること及び本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することとしたことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、金 18,800 円

(後略)

(変更後)

普通株式 1 株につき、金 20,600 円

(後略)

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

(変更前)

(前略)

その結果、当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025 年 6 月 3 日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、当社の 2025 年 6 月 3 日開催及び本日開催の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ix) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

(前略)

その結果、当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、2026 年 1 月 14 日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025 年 6 月 3 日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、公開買付者より本買付価格再変更（下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）を行う旨の意向を示されたことを受けて、本買付価格再変更について慎重に協議・検討を行った結果、2026 年 3 月 6 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の 2025 年 6 月 3 日開催、2026 年 1 月 14 日開催及び 2026 年 3 月 6 日開催の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ix) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の

方法により決議されております。

## (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

### ① 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

なお、本買付価格変更を除き、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースで公表した主要な前提条件に変更はないとのことです。本買付価格変更に至る経緯の詳細については、下記「③当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(ii) 交渉の経緯」をご参照ください。

本取引は、①本公開買付け、②(ア)本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資(トヨタ不動産)及び本優先株式出資並びに本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、(イ)本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(豊田氏)」といいます。)(注14)及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(公開買付者親会社(2回目))」といいます。)、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした(i)トヨタ自動車による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)」といいます。)、(ii)デンソーによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(デンソー)」といいます。)、(iii)豊田通商による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(豊田通商)」といいます。)及び(iv)アイシンによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(アイシン)」といいます。)(以下、(i)~(iv)を総称して「本自己株式公開買付け」といい、(i)及び(iii)を総称して「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)」といい、(ii)及び(iv)を総称して「本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)」といいます。)並びに当社による本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)への応募、④本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。)、⑤本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)及び当社による本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)への応募からそれぞれ構成されるとのことです。なお、本株式併合の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の組織

再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

（中略）

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））並びに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社みずほ銀行からの借入れ（以下「本銀行融資」と総称します。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等の本銀行融資に係る融資契約上要求される前提条件の充足を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））及び本銀行融資を受けることを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、各行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりませんが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有することとなる公開買付者の発行済普通株式の全部並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式並びに当社及びその重要な子会社が保有する資産が担保に供されることが予定されているとのことです。なお、本銀行融資に係る担保に供される予定である資産のうち、当社及びその重要な子会社が保有する資産については本スクイーズアウト手続の完了後に担保に供されることが予定されているとのことです。

（中略）

（i）本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）

トヨタ自動車が2025年6月3日付で公表した「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）」）によると、トヨタ自動車は、同日付の会社法第370条及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、トヨタ自動車が本日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）」）によると、トヨタ自動車は、本日開催の取締役会において、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）」）を、本自己株式公開買付け価格（トヨタ自動車）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普

通株式の終値 2,691 円（小数点以下を四捨五入。）を上回る場合には 2,691 円）から、本自己株式公開買付価格（トヨタ自動車）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値 3,641 円を上回る場合には 3,641 円）に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を 4,341,277,243,820 円（上限）と変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、トヨタ自動車が、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を開始することを前提条件として、当社は、所有するトヨタ自動車の普通株式の全部（1,192,330,920 株、トヨタ自動車株式所有割合（注 15）：9.15%）を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）をご参照ください。

（中略）

(iii) 本自己株式公開買付け（豊田通商）

豊田通商が 2025 年 6 月 3 日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、同日付の会社法第 370 条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第 459 条第 1 項の規定による豊田通商の定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（豊田通商）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、豊田通商が本日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、本日付の会社法第 370 条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株式公開買付け（豊田通商）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付価格（豊田通商）」といいます。）を、本自己株式公開買付価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（豊田通商）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通

株式の終値 3,054 円を上回る場合には 3,054 円) から、本自己株式公開買付価格 (豊田通商) を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額 (小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株式公開買付け (豊田通商) の条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値 5,862 円を上回る場合には 5,862 円) に変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、豊田通商が、本自己株式公開買付け (豊田通商) を開始することを前提条件として、当社は、所有する豊田通商の普通株式の全部 (118,095,402 株、豊田通商株式所有割合 (注 17) : 11.19%) を本自己株式公開買付け (豊田通商) に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け (豊田通商) の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース (豊田通商) 及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース (豊田通商) をご参照ください。

(中略)

また、本公開買付けの実施に関する公表日である 2025 年 6 月 3 日以降、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってきたとのことです。その結果、トヨタ不動産は、2026 年 2 月 28 日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行 (以下「みずほ銀行」といいます。) から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を 18,800 円から 20,600 円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めたとのことです。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited (以下「エリオット」といいます。) との間においても、当社株式の本公開買付けへの応募について協議をしたとのことです。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026 年 3 月 1 日付で、本応募前提条件 (下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。) が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、当社株式 20,036,150 株 (所有割合 : 6.7%) 及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる当社株式 (以下「本エリオット所有株式」といいます。) を本公開買付けに応募する旨の応募契約 (以下「本応募契約」といいます。) を締結したとのことです。公開買付者は、2026 年 3 月 9 日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格 (下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。) を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付価格を 20,600 円に引き上げる予定とのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者である Elliott Investment Management L.P. が提出した 2026 年 2 月 5 日付変更報告書において、同社は当社株式 23,251,500 株（所有割合：7.7%）を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025 年 12 月 31 日時点で約 800 億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる当社株式の全てであるとのことです。

さらに、上記⑤の本自己株式取得において、当社は、トヨタ自動車所有当社株式を、合計約 1 兆 1,479 億円（本スクイーズアウト手続によりトヨタ自動車所有当社株式に端数が生じた場合には、当該端数の対価としてトヨタ自動車に交付される金額を控除した金額。）で取得することを予定しております。本自己株式取得は、当社の分配可能額の範囲内で行われますが、当社は、本自己株式取得に要する資金を当社の保有する現預金並びに当社が所有するトヨタ自動車及びトヨタグループ 3 社の株式を本自己株式公開買付けに応募することにより受領する対価により賄う予定です。当社は、本自己株式取得を適法に実施するために分配可能額を確保することが必要となる場合には、会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく当社の資本金及び準備金の額の減少並びに同法第 441 条第 1 項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算を実施する予定です。

なお、本自己株式取得におけるトヨタ自動車所有当社株式の取得価格（本スクイーズアウト手続の実施前 1 株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるトヨタ自動車について、（i）本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ii）仮にトヨタ自動車が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額と同等となる金額として、本株式併合前の当社株式 1 株当たり 15,491 円を予定しているとのことです。本自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、本自己株式取得における当社株式の 1 株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価については、トヨタ自動車が当社の少数株主の皆様と比して利益を得るような水準には設定されていないことから、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えているとのことです。

（中略）

<取引のストラクチャー図>

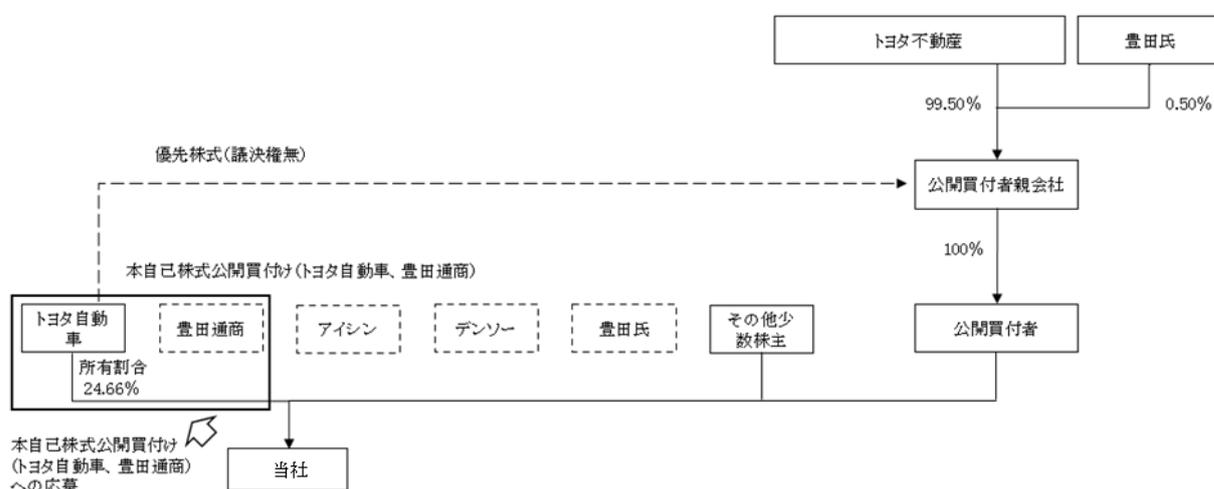
（中略）

③ 本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）（～2026 年 5 月中旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車及び豊

豊田通商が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車及び豊田通商の株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）に応募します。

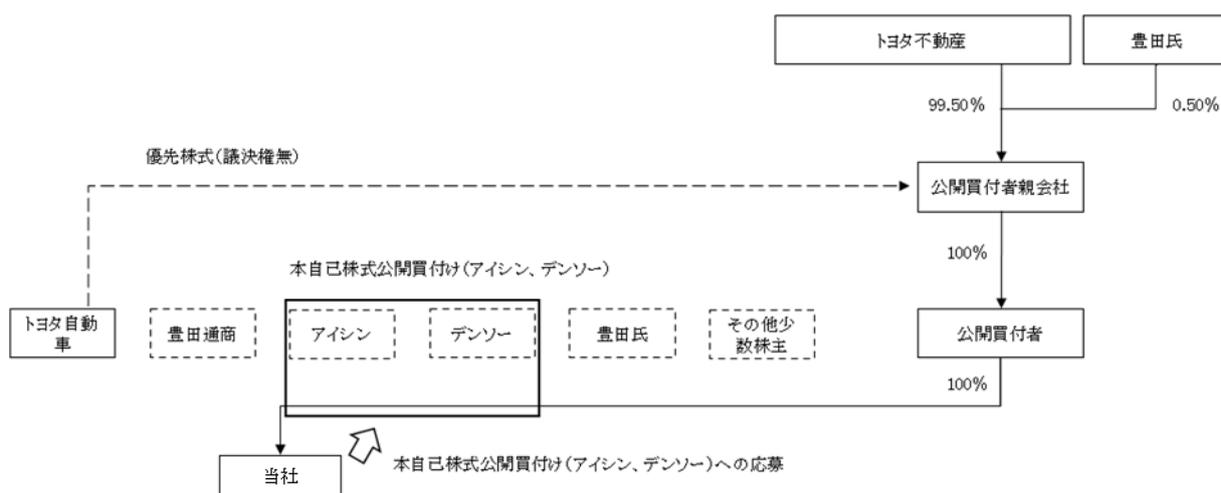
なお、本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）に関しては、下記⑥を参照ください。



(中略)

⑥ 本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー及びアイシンが本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）を実施し、当社は、所有するデンソー及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）に応募します。



(中略)

なお、当社の2025年6月3日開催及び本日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ix) 当社における利害関係を有しない取締役

役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間（下記「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社  
の意思決定の内容」において定義します。）を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定していたとのことです。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付価格が当社の本源的価値を反映した最善の価格であると考えており、かつ、本公開買付価格を変更する意向を有していないとのことです。公開買付者は、本公開買付価格は、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースに記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の当社を取り巻く事業環境の変化や当社が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、当社及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、当社の本源的価値を反映した価格であると考えているとのことです。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定したとのことです。

（変更後）

（前略）

なお、本買付価格変更及び、その後、2026年3月6日に、公開買付価格を18,800円から20,600円にさらに引き上げたこと（以下「本買付価格再変更」といいます。）を除き、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースで公表した主要な前提条件に変更はないとのことです。本買付価格変更に至る経緯の詳細については、下記「③当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(ii) 交渉の経緯」を、本買付価格再変更に至る経緯の詳細については、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」を、それぞれご参照ください。

本取引は、①本公開買付け、②（ア）本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資（トヨタ不動産）及び本優先株式出資並びに本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、（イ）本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏（以下「豊田氏」といいます。）を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（豊田氏）」といいます。）（注14）及び公開買付者による公開買付者親会社を割

当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（公開買付者親会社（2回目）」）といたします。）、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした（i）トヨタ自動車による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）」といたします。）、（ii）デンソーによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（デンソー）」といたします。）、（iii）豊田通商による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（豊田通商）」といたします。）及び（iv）アイシンによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（アイシン）」といたします。）（以下、（i）～（iv）を総称して「本自己株式公開買付け」といい、（ii）、（iii）及び（iv）を総称して「本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）」といたします。）並びに当社による本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）への応募、④本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。）、⑤本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）及び当社による本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）への応募からそれぞれ構成されるとのことです。なお、本株式併合の詳細については、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

（中略）

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、トヨタ不動産からの借入、並びに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本銀行融資」と総称します。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等の本銀行融資に係る融資契約上要求される前提条件の充足を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、トヨタ不動産からの借入及び本銀行融資を受けることを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、各行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有することとなる公開買付者の発行済普通株式の全部並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式並びに当社及びその重要な子会社が保有する資産が担保に供されることが予定されているとのことです。なお、本銀行融資に係る担保に供される予定である資産のうち、当社及びその重要な子会社が保有する資産については本スクイーズアウト手続の完了後に担保に供されることが予定されているとのことです。

(中略)

(i) 本自己株式公開買付け (トヨタ自動車)

トヨタ自動車が 2025 年 6 月 3 日付で公表した「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース (トヨタ自動車)」)によりますと、トヨタ自動車は、同日付の会社法第 370 条及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及びトヨタ自動車の定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け (トヨタ自動車) を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、トヨタ自動車が 2026 年 1 月 14 日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース (トヨタ自動車)」)によりますと、トヨタ自動車は、2026 年 1 月 14 日開催の取締役会において、本自己株式公開買付け (トヨタ自動車) における買付け等の価格 (以下「本自己株式公開買付け価格 (トヨタ自動車)」) を、本自己株式公開買付け価格 (トヨタ自動車) を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額 (小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け (トヨタ自動車) の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値 2,691 円 (小数点以下を四捨五入。) を上回る場合には 2,691 円) から、本自己株式公開買付け価格 (トヨタ自動車) を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額 (小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け (トヨタ自動車) の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場におけるトヨタ自動車普通株式の終値 3,641 円を上回る場合には 3,641 円) に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を 4,341,277,243,820 円 (上限) と変更することを決議したとのことです。

その後、トヨタ自動車が 2026 年 3 月 6 日付で公表した「自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け開始時期等変更プレスリリース (トヨタ自動車)」)によりますと、トヨタ自動車は、本自己株式公開買付け (トヨタ自動車) を 2026 年 3 月下旬を目途に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、ト

ヨタ自動車は、本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を開始することを前提条件として、当社は、所有するトヨタ自動車の普通株式の全部（1,192,330,920株、トヨタ自動車株式所有割合（注15）：9.15%）を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）及び本自己株式公開買付け開始時期等変更プレスリリース（トヨタ自動車）をご参照ください。

（中略）

（iii）本自己株式公開買付け（豊田通商）

豊田通商が2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、同日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第459条第1項の規定による豊田通商の定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（豊田通商）を行う予定であることを決定したとのことです。

その後、豊田通商が2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、2026年1月14日付の会社法第370条及び豊田通商の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株式公開買付け（豊田通商）における買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（豊田通商）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（豊田通商）の実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本自己株式公開買付け価格（豊田通商）を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株式公開買付け（豊田通商）の条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における豊田通商普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議したとのことです。

その後、豊田通商が2026年3月6日付で公表した「（開示事項の経過）自己株式の公

公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ（以下「本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（豊田通商）」といいます。）によると、豊田通商は、本自己株式公開買付け（豊田通商）を2026年4月30日に予定している2026年3月期第4四半期決算の公表以降に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、豊田通商が、本自己株式公開買付け（豊田通商）を開始することを前提条件として、当社は、所有する豊田通商の普通株式の全部（118,095,402株、豊田通商株式所有割合（注17）：11.19%）を本自己株式公開買付け（豊田通商）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（豊田通商）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）及び本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（豊田通商）をご参照ください。

（中略）

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってきたとのことです。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付け価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めたとのことです。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」といいます。）との間においても、当社株式の本公開買付けへの応募について協議をしたとのことです。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件（下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、当社株式20,036,150株（所有割合：6.7%）及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる当社株式（以下「本エリオット所有株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結したとのことです。公開買付者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付け価格（下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。以下同じです。）を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付け価格を20,600円に引き上げる予定であったとのことです。その後、公開買付者は、2026年3月6日に、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付け価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付け価格を20,600円に引き上げることを決定したとのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間

における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者である Elliott Investment Management L.P. が提出した 2026 年 2 月 5 日付変更報告書において、同社は当社株式 23,251,500 株（所有割合：7.7%）を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025 年 12 月 31 日時点で約 800 億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる当社株式の全てであるとのことです。

さらに、上記⑤の本自己株式取得において、当社は、トヨタ自動車所有当社株式を、合計約 1 兆 2,576 億円（本スクイーズアウト手続によりトヨタ自動車所有当社株式に端数が生じた場合には、当該端数の対価としてトヨタ自動車に交付される金額を控除した金額。）で取得することを予定しております。本自己株式取得は、当社の分配可能額の範囲内で行われますが、当社は、本自己株式取得に要する資金を当社の保有する現預金並びに当社が所有するトヨタ自動車及びトヨタグループ 3 社の株式を本自己株式公開買付けに応募することにより受領する対価により賄う予定です。当社は、本自己株式取得を適法に実施するために分配可能額を確保することが必要となる場合には、会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく当社の資本金及び準備金の額の減少並びに同法第 441 条第 1 項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算を実施する予定です。

なお、本自己株式取得におけるトヨタ自動車所有当社株式の取得価格（本スクイーズアウト手続の実施前 1 株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるトヨタ自動車について、（i）本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ii）仮にトヨタ自動車が本公開買付け価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額と同等となる金額として、本株式併合前の当社株式 1 株当たり 16,972 円を予定しているとのことです。本自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、本自己株式取得における当社株式の 1 株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価については、トヨタ自動車が当社の少数株主の皆様と比して利益を得るような水準には設定されていないことから、公開買付け価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えているとのことです。

（中略）

<取引のストラクチャー図>

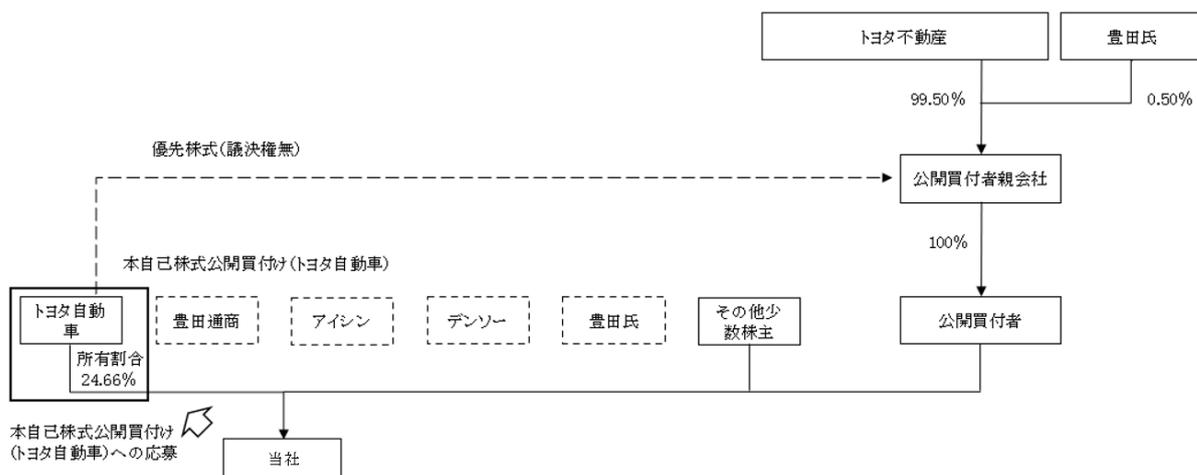
（中略）

### ③ 本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）（～2026 年 5 月中旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車が本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車の株式を本自

己株式公開買付け（トヨタ自動車）に応募します。

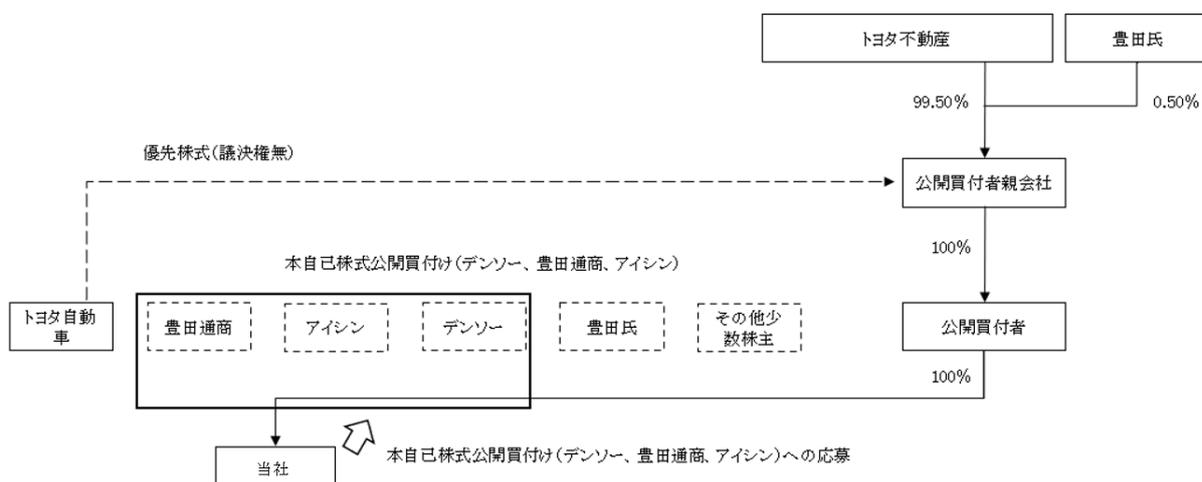
なお、本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）に関しては、下記⑥を参照ください。



(中略)

⑥ 本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー、豊田通商及びアイシンが本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）を実施し、当社は、所有するデンソー、豊田通商及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（デンソー、豊田通商、アイシン）に応募します。



(中略)

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさら

なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間（下記「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」において定義します。）を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定していたとのことです。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、当該公表時点の公開買付価格が当社の本源的価値を反映した最善の価格であると考えており、かつ、当該公表時点の公開買付価格を変更する意向を有していなかったとのことです。公開買付者は、当該公表時点の公開買付価格は、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースに記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の当社を取り巻く事業環境の変化や当社が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、当社及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、当社の本源的価値を反映した価格であると考えていたとのことです。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定したとのことです。

そして、公開買付者は、2026年3月6日に、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付価格を18,800円から20,600円へ引き上げた上で、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、公開買付期間を2026年3月23日まで延長し、合計45営業日とすることを決定したとのことです。当社は、本買付価格再変更について慎重に協議・検討を行った結果、2026年3月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ix) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程  
(変更前)

(前略)

これに対し、当社及び本特別委員会としては、これまでの交渉経緯に鑑みて、本公開買付価格18,800円は、これ以上交渉を継続しても引上げの余地のないトヨタ不動産からの最終

提案価格であると判断し、トヨタ不動産は、同月 13 日、当社より、当該提案に合意する旨の通知を受領したとのことです。

そして、トヨタ不動産は、上記「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、その他の本公開買付前提条件についても、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けを 2026 年 1 月 15 日より開始することとしたとのことです。

(変更後)

(前略)

これに対し、当社及び本特別委員会としては、これまでの交渉経緯に鑑みて、本公開買付価格 18,800 円は、これ以上交渉を継続しても引上げの余地のないトヨタ不動産からの最終提案価格であると判断し、トヨタ不動産は、同月 13 日、当社より、当該提案に合意する旨の通知を受領したとのことです。

そして、トヨタ不動産は、上記「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、その他の本公開買付前提条件についても、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けを 2026 年 1 月 15 日より開始したとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026 年 2 月 12 日、公開買付期間を 2026 年 3 月 2 日まで延長し、合計 31 営業日とすることを決定したとのことです。

そして、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を続けた結果、2026 年 2 月 28 日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を 18,800 円から 20,600 円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固め、さらに同年 3 月 1 日、エリオットとの間で本応募契約を締結したとのことです。これに伴い、公開買付者は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026 年 3 月 2 日、公開買付期間を 2026 年 3 月 16 日まで延長し、合計 41 営業日とすることを決定したとのことです。その後、公開買付者は、2026 年 3 月 6 日、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得したことから、本公開買付価格を 20,600 円に引き上げることを決定したとのことです。

### ③ 当社における意思決定に至る過程及び理由

#### (ii) 交渉の経緯

(変更前)

(前略)

また、当社は、本公開買付けが開始される時点において、改めて本買付価格変更後の本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、当社の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付でSMB C日興証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書（SMB C日興証券）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主（トヨタ不動産、トヨタ自動車及び豊田氏を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）」といいます。）を取得するとともに、当社は、新たに起用した独立した第三者算定機関であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYSC」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026年1月13日付でEYSCから当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（EYSC）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主（トヨタ不動産、豊田氏、トヨタ自動車及び自己株式として当社株式を所有する当社を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（EYSC）」といいます。）を取得いたしました。また、本特別委員会は、本追加諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、本特別委員会の独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主（トヨタ自動車、豊田氏及び当社並びに公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」といいます。）を取得したことから、当社は、2026年1月14日付答申書と併せて、本特別委員会から、2026年1月13日付当社株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の提出も受けております（2026年1月13日付当社株式価値算定書（SMB C日興証券）及び本フェアネス・オピニオン（SM

BC日興証券)、当社株式価値算定書(EYSC)及び本フェアネス・オピニオン(EYSC)並びに2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の概要については、下記「(3)算定に関する事項」をご参照ください。)

(変更後)

(前略)

また、当社は、本公開買付けが開始される時点において、改めて本買付価格変更後の本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、当社の独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付でSMB C日興証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMB C日興証券)」といいます。))及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ不動産、トヨタ自動車及び豊田氏を除きます。))にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(SMB C日興証券)」といいます。))を取得するとともに、当社は、新たに起用した独立した第三者算定機関であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下「EYSC」といいます。))に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026年1月13日付でEYSCから当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書(EYSC)」といいます。))及び本公開買付価格である1株当たり18,800円が当社の株主(トヨタ不動産、豊田氏、トヨタ自動車及び自己株式として当社株式を所有する当社を除きます。))にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(EYSC)」といいます。))を取得いたしました。また、本特別委員会は、本追加諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付けの公表日以降、トランプ関税をはじめとする経済環境や為替動向の変化、株式市場における株価の上昇等、当社株式の価値に影響を与える状況は大きく変化しており、特に、当社が保有するトヨタ自動車株式及びトヨタグループ3社の各株式の市場株価が上昇傾向にある等当社の本源的価値に本質的な影響を与える事象が生じていること等に鑑みて、本特別委員会の独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、改めて当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、2026年1月13日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)」といいます。))及び本公開買付価格である1株当た

り 18,800 円が当社の株主（トヨタ自動車、豊田氏及び当社並びに公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」といいます。）を取得したことから、当社は、2026年1月14日付答申書と併せて、本特別委員会から、2026年1月13日付当社株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の提出も受けております（2026年1月13日付当社株式価値算定書（SMBC日興証券）及び本フェアネス・オピニオン（SMBC日興証券）、当社株式価値算定書（EYSC）及び本フェアネス・オピニオン（EYSC）並びに2026年1月13日付当社株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の概要については、下記「（3）算定に関する事項」をご参照ください。）。

なお、当社及び本特別委員会は、本買付価格再変更に関する意見表明を行うにあたり、（i）2026年1月13日付当社株式価値算定書（SMBC日興証券）、当社株式価値算定書（EYSC）及び2026年1月13日付当社株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）並びに本フェアネス・オピニオン（SMBC日興証券）、本フェアネス・オピニオン（EYSC）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の当社からの説明、及び（ii）本公開買付けの開始日以降、当社の保有資産である株式の価値が上昇しているところ、本買付価格再変更後の本公開買付価格はかかる上昇価値を十分に織り込んだものであると考えられるとの説明をSMBC日興証券、EYSC及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券からそれぞれ受け、また、西村あさひ及び外苑法律事務所から、当社及び本特別委員会が2026年3月6日時点において当社株式に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを再取得しないとの判断も合理的であるとの説明をそれぞれ受けたことも踏まえ、各第三者算定機関から新たに当社株式に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しておりません。

（iii）当社の意思決定の内容

（変更前）

（前略）

以上より、当社は、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

（後略）

（変更後）

（前略）

以上より、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同

の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2026年2月12日、公開買付者より、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定した旨の伝達を受けました。

また、当社は、2026年3月2日、公開買付者より、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するため、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定した旨の伝達を受けました。

また、当社は、2026年3月3日、公開買付者より、改めて本公開買付価格を18,800円から20,600円へ引き上げる予定である旨の伝達を受けました。

これに対して、当社は、公開買付者による本買付価格再変更について、本特別委員会から2026年3月6日で取得した追加答申書（以下「2026年3月6日付追加答申書」といいます。2026年3月6日付追加答申書及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「（v）当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容を最大限尊重しながら慎重に協議・検討を行いました。その結果、当社は、（i）本買付価格再変更は本取引の意義及び目的に影響を与えるものではなく、本公開買付けの開始日以降、本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付価格再変更後も本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられること、（ii）本買付価格再変更はトヨタ不動産及び公開買付者において当社の株主と対話を重ねた結果として行われるものであり、本買付価格再変更による本公開買付価格の引上げは、本公開買付けの成立可能性を向上させ、当社の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、当社の少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられること、（iii）本公開買付けの開始日以降、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じておらず、下記「（3）算定に関する事項」に記載する当社株式の価値算定の前提とされた本事業計画に変更はないこと、（iv）本公開買付けの開始日以降、当社の保有資産である株式の価値が上昇しているところ、本買付価格再変更後の本公開買付価格はかかる上昇価値を十分に織り込んだものであると考えられること、（v）当社が、SMB C日興証券から取得した2026年1月13日付当社株式価値算定書（SMB C日興証券）の算定結果及び本フェアネス・オピニオン（SMB C日興証券）の結論、EYSCから取得した当社株式価値算定書（EYSC）の算定結果及び本フェアネス・オピニオン（EYSC）の結論、並びに本特別委員会が取得して当社が提出を受けた2026年1月13日付当社株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の算定

結果及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の結論を変更すべき事情はなく、当社としては、これらの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らして、本買付価格再変更後の本公開買付価格は引き続き当社の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であると考えられること、（vi）本買付価格再変更後の本公開買付価格は、2026年1月14日の本公開買付けの開始の公表日以降に行われた複数の当社の株主及び投資家の皆様とのエンゲージメントの状況に照らして当社の株主及び投資家の皆様からも、より一層の理解を得られる水準であると考えられること、（vii）本公開買付けの開始日以降も、当社の非公開化を前提とする本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかったこと、及び（viii）本買付価格再変更後の本公開買付価格その他本公開買付けの条件は、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「（v）当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2026年3月6日付追加答申書において、2026年1月14日付答申書における本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性の確保に関する判断の基礎とされた事実関係に変更はなく、本買付価格再変更を前提として、本特別委員会が2026年1月14日付答申書により当社取締役会に答申した各意見は維持するのが相当であり、本公開買付けへの賛同意見及び当社株主の皆様への応募推奨意見に変更はないと判断されていることを踏まえ、2026年3月6日開催の当社取締役会において、本買付価格再変更を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。なお、当社は、本買付価格再変更を受けて、上記の非公開化によるデメリットについて改めて検討し、いずれも限定的又は影響がないことを確認しております。

（後略）

### （3）算定に関する事項

④ トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ii）算定の概要

（変更前）

（前略）

なお、本公開買付価格である 18,800 円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 13,225 円に対して 42.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 12,470 円に対して 50.76%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 12,773 円に対して 47.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 12,228 円に対して 53.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となることです。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 18,200 円に対して 3.30%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 17,900 円に対して 5.03%のプレミアムを、

同日までの過去3ヶ月間の終値 17,349 円に対して 8.36%のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値 16,891 円に対して 11.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

(注) 野村證券は、当社の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、トヨタ不動産及び公開買付者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書については2025年5月30日までに、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書については2026年1月13日までに、野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものととのことです。なお、野村證券の算定は、トヨタ不動産の取締役会及び公開買付者が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(変更後)

(前略)

なお、本公開買付価格である 18,800 円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 13,225 円に対して 42.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 12,470 円に対して 50.76%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 12,773 円に対して 47.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 12,228 円に対して 53.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 18,200 円に対して 3.30%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 17,900 円に対して 5.03%のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の終値 17,349 円に対して 8.36%のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値 16,891 円に対して 11.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本買付価格再変更後の本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、公開買付者親会社、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の株式価値算定を再度依頼したとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を再度検討した結果、当社株式が東京証券取

引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社株式の株式価値の算定を再度行い、公開買付者は、野村証券から2026年3月5日付で株式価値算定書（以下「2026年3月5日付買付者側株式価値算定書」）を再度取得したとのことです（注）。

なお、野村証券は、公開買付者、公開買付者親会社、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、上記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の諸要素を総合的に考慮し、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村証券により上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

<u>市場株価平均法①</u>	<u>： 12,228 円から 13,225 円</u>
<u>市場株価平均法②</u>	<u>： 13,425 円から 18,260 円</u>
<u>市場株価平均法③</u>	<u>： 16,891 円から 18,200 円</u>
<u>市場株価平均法④</u>	<u>： 17,769 円から 20,230 円</u>
<u>類似会社比較法</u>	<u>： 17,558 円から 21,196 円</u>
<u>DCF 法</u>	<u>： 17,551 円から 21,050 円</u>

市場株価平均法①では、本憶測報道（2025年4月25日の引け後）があったことを踏まえ、本憶測報道による株価への影響を排除した基準日①として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日①の終値 13,225 円、基準日①から遡る直近5営業日の終値単純平均値 12,937 円、直近1ヶ月間の終値単純平均値 12,470 円、直近3ヶ月間の終値単純平均値 12,773 円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値 12,228 円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を 12,228 円から 13,225 円と算定しているとのことです。また、市場株価平均法②では、2025年6月2日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日②’の終値 18,260 円、基準日②’から遡る直近5営業日の終値単純平均値 18,051 円、直近1ヶ月間の終値単純平均値 17,471 円、直近3ヶ月間の終値単純平均値 14,442 円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値 13,425 円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を 13,425 円から 18,260 円と算定しているとのことです。加えて、市場株価平均法③では、2026年1月13日を基準日（以下「基準日③’」）といたします。）として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日③’の終値 18,200 円、基準日③’から遡る直近5営業日の終値単純平均値 18,064 円、直近1ヶ月間の終値単純平均値 17,900 円、直近3ヶ月間の終値単

純平均値 17,349 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 16,891 円を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 16,891 円から 18,200 円と算定しているとのことです。さらに、市場株価平均法④では、2026 年 2 月 27 日を基準日（以下「基準日④」といいます。）として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日④の終値 20,230 円、基準日④から遡る直近 5 営業日の終値単純平均値 20,207 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 19,927 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 18,761 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 17,769 円を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 17,769 円から 20,230 円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 17,558 円から 21,196 円までと算定しているとのことです。

DCF 法では、公開買付者が当社の株式価値の算定を目的として策定し、野村證券に提供された 2026 年 3 月期から 2035 年 3 月期までの 10 期分の事業計画における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2026 年 3 月期第 2 四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析評価し、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 17,551 円から 21,050 円と算定しているとのことです。なお、DCF 法の前提とした当社の事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には 2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期において、一時的なエンジン認証関連費用の増加や米国関税影響により大幅な増減益（2026 年 3 月期：▲1,265 億円、▲45.1%、2027 年 3 月期：+929 億円、+60.3%）を見込んでいるとのことです。また、同様に、DCF 法の前提とした当社の事業計画について、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年 3 月期において、一時的なエンジン認証関連費用の増加や米国関税影響によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（2026 年 3 月期：▲350 億円、▲32.2%）が見込まれているほか、2028 年 3 月期、2031 年 3 月期及び 2034 年 3 月期において、設備投資の規模が事業年度に応じて異なるため、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（2028 年 3 月期：+832 億円、+113.0%、2031 年 3 月期：+684 億円、+67.1%、2034 年 3 月期：+939 億円、+80.1%）が見込まれているとのことです。加えて、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した 2026 年 3 月 5 日付買付者側株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果に加え、2025 年 2 月下旬から同年 5 月中旬まで実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に 2026 年 3 月 6 日、本公開買付け価格を 20,600 円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である 20,600 円は、本憶測報道があったことを踏まえ、報道前の 2025 年 4 月 25 日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 13,225 円に対して 55.77%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 12,470 円に対して 65.20%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 12,773 円に対して 61.28%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 12,228 円に対して 68.47%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

また、本公開買付価格 20,600 円は、2026 年 3 月 6 日の前営業日である 2026 年 3 月 5 日東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 20,540 円に対して 0.29%のプレミアムを加えた価格であるとのことです。

(注) 野村證券は、当社の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、トヨタ不動産及び公開買付者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025 年 6 月 2 日付買付者側株式価値算定書については 2025 年 5 月 30 日までに、2026 年 1 月 13 日付買付者側株式価値算定書については 2026 年 1 月 9 日までに、2026 年 3 月 5 日付買付者側株式価値算定書については 2026 年 2 月 27 日までに、野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、トヨタ不動産の取締役会及び公開買付者が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

(前略)

当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 4 月下旬から同年 5 月中旬頃を目途に開催する予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

(後略)

(変更後)

(前略)

当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です

す。本臨時株主総会を開催する場合、2026年5月中旬頃を目途に開催する予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

(後略)

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(i) トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(変更前)

トヨタ不動産は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書及び2026年1月13日付買付者側株式価値算定書をそれぞれ取得したとのことです。2025年6月2日付買付者側株式価値算定書及び2026年1月13日付買付者側株式価値算定書の詳細については、上記「(3) 算定に関する事項」の「④ トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

(変更後)

トヨタ不動産は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年6月2日付買付者側株式価値算定書、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書及び2026年3月5日付買付者側株式価値算定書をそれぞれ取得したとのことです。2025年6月2日付買付者側株式価値算定書、2026年1月13日付買付者側株式価値算定書及び2026年3月5日付買付者側株式価値算定書の詳細については、上記「(3) 算定に関する事項」の「④ トヨタ不動産における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

(v) 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(変更前)

(前略)

その後、当社は、2025年12月5日、公開買付者から、英国金融規制対応に係るクリアランス手続の進捗次第で、本公開買付前提条件が充足されること（又は放棄されること）を条件として、本公開買付けを2026年1月15日から開始する可能性がある旨の連絡を受け、また、2026年1月13日、公開買付者から、英国金融規制対応を含む本クリアランス取得が完

了した旨の連絡を受けました。そのため、当社が、2025年6月3日開催の当社取締役会において、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問していたことを受けて、本特別委員会は、2025年11月25日から本日までに合計12回、本特別委員会を構成する委員全員出席のもと開催され、これらの各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行う等して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かに関して、慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が新たに起用した第三者算定機関であるEYSCについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認をしました。そして、本特別委員会は、2025年6月3日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行うとともに、本買付価格変更に至る当社とトヨタ不動産又は公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与しました。(i)本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーである外苑法律事務所から受けた法的助言、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言、2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の内容、並びに(ii)当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMB C日興証券)及び本フェアネス・オピニオン(SMB C日興証券)並びに当社の第三者算定機関であるEYSCから取得した当社株式価値算定書(EYSC)及び本フェアネス・オピニオン(EYSC)の内容を踏まえつつ、本追加諮問事項について検討した結果、本特別委員会は、本日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年1月14日付答申書を提出しております。2026年1月14日付答申書の詳細につきましては、別添1をご参照ください。

(変更後)

(前略)

その後、当社は、2025年12月5日、公開買付者から、英国金融規制対応に係るクリアランス手続の進捗次第で、本公開買付前提条件が充足されること(又は放棄されること)を条件として、本公開買付けを2026年1月15日から開始する可能性がある旨の連絡を受け、また、2026年1月13日、公開買付者から、英国金融規制対応を含む本クリアランス取得が完了した旨の連絡を受けました。そのため、当社が、2025年6月3日開催の当社取締役会において、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問していたことを受けて、本特別

委員会は、2025年11月25日から2026年1月14日までに合計12回、本特別委員会を構成する委員全員出席のもと開催され、これらの各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行う等して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かに関して、慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が新たに起用した第三者算定機関であるEYSCについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認をしました。そして、本特別委員会は、2025年6月3日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行うとともに、本買付価格変更に至る当社とトヨタ不動産又は公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与しました。(i)本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーである外苑法律事務所から受けた法的助言、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言、2026年1月13日付当社株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の内容、並びに(ii)当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した2026年1月13日付当社株式価値算定書(SMB C日興証券)及び本フェアネス・オピニオン(SMB C日興証券)並びに当社の第三者算定機関であるEYSCから取得した当社株式価値算定書(EYSC)及び本フェアネス・オピニオン(EYSC)の内容を踏まえつつ、本追加諮問事項について検討した結果、本特別委員会は、2026年1月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年1月14日付答申書を提出しております。2026年1月14日付答申書の詳細につきましては、別添1をご参照ください。

その後、当社が、公開買付者より、2026年3月3日、本買付価格再変更を行う予定である旨を示されたことを受けて、同月4日、本特別委員会に対して、本買付価格再変更を前提としても、2026年1月14日付答申書の答申内容である賛同・応募推奨意見に変更がないかにつき諮問したところ、本特別委員会は、2026年3月4日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、同月6日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、2026年3月6日付追加答申書を提出しております。2026年3月6日付追加答申書の詳細につきましては、別添2をご参照ください。

(ix) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(変更前)

(前略)

その結果、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii)当社の意思決定の内容」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、

当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、取締役の寺師茂樹氏は、2024年4月までトヨタ自動車に在籍していたことから、取締役の熊倉和生氏は、現にトヨタ自動車の調達本部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、いずれも上記2025年6月3日開催及び本日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本取引に関する検討並びにトヨタ不動産及びトヨタ自動車との協議及び交渉に参加していません。また、上記2025年6月3日開催及び本日開催の取締役会には、当社の監査役4名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(変更後)

(前略)

その結果、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii)当社の意思決定の内容」に記載のとおり、2026年1月14日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における当社の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、取締役の寺師茂樹氏は、2024年4月までトヨタ自動車に在籍していたことから、取締役の熊倉和生氏は、現にトヨタ自動車の調達本部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、いずれも上記2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本取引に関する検討並びにトヨタ不動産及びトヨタ自動車との協議及び交渉に参加していません。また、上記2025年6月3日開催、2026年1月14日開催及び2026年3月6日開催の取締役会には、当社の監査役4名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(x) 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(変更前)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しているとのことでした。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を41営業日に変更しているとのことです。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較

的長期間が確保されているとのことです。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

(変更後)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20 営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026 年 2 月 12 日、公開買付期間を 31 営業日に変更しているとのことです。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026 年 3 月 2 日、公開買付期間を 41 営業日に変更していたとのことです。その後、本公開買付価格を変更したことに伴い、2026 年 3 月 6 日、公開買付期間を 45 営業日に変更しているとのことです。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのことです。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

#### 4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

##### (1) 本基本契約

(変更前)

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025 年 6 月 3 日付で、トヨタ自動車との間で本取引に関し、本基本契約を締結したとのことです。本基本契約において、トヨタ自動車は、トヨタ自動車所有当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、譲渡、担保設定その他の処分を行わないこと、及び、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある一切の行為を行わないこと（但し、かかる行為を行わないことが、トヨタ自動車の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に認められる場合は除きます。）、また、自ら又は当社が、公開買付者以外の者から当社の株式を取得する取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、直ちに、トヨタ不動産及び公開買付者に対し、その旨及

び当該提案の内容を通知することを合意しているとのことです。

また、本基本契約においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付け前提条件」）、トヨタ不動産、公開買付者及び公開買付者親会社並びにトヨタ自動車による表明保証事項（注1）、トヨタ自動車の義務（注2）、公開買付者の義務（注3）、並びに契約終了事由（注4）が定められているとのことです。なお、本基本契約においては、公開買付者及び公開買付者親会社の設立後、公開買付者及び公開買付者親会社も本基本契約の当事者となることが合意されており、公開買付者及び公開買付者親会社は、2025年6月20日付で本基本契約の当事者となっているとのことです。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、本日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整を行うための変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結しているとのことです（なお、本変更契約においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていないとのことです。）。

（後略）

（変更後）

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、トヨタ自動車との間で本取引に関し、本基本契約を締結したとのことです。本基本契約において、トヨタ自動車は、トヨタ自動車所有当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、譲渡、担保設定その他の処分を行わないこと、及び、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある一切の行為を行わないこと（但し、かかる行為を行わないことが、トヨタ自動車の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に認められる場合は除きます。）、また、自ら又は当社が、公開買付者以外の者から当社の株式を取得する取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、直ちに、トヨタ不動産及び公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知することを合意しているとのことです。

また、本基本契約においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付け前提条件」）、トヨタ不動産、公開買付者及び公開買付者親会社並びにトヨタ自動車による表明保証事項（注1）、トヨタ自動車の義務（注2）、公開買付者の義務（注3）、並びに契約終了事由（注4）が定められているとのことです。なお、本基本契約においては、公開買付者及び公開買付者親会社の設立後、公開買付者及び公開買付者親会社も本基本契約の当事者となることが合意されており、公開買付者及び公開買付者親会社は、2025年6月20日付で本基本契約の当事者となっているとのことです。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、ト

ヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年1月14日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整を行うための変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結しているとのことです（なお、本変更契約においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていないとのことです。）。また、本基本契約に関しては、公開買付者は、トヨタ不動産、トヨタ自動車及び公開買付者親会社との間で、2026年3月6日付で、本買付価格再変更及びこれを踏まえた形式的な調整を行うための変更契約（以下「本再変更契約」といいます。）を締結しているとのことです（なお、本再変更契約においては、上記の本買付価格再変更に関する点を除き、本公開買付けの開始に係る前提条件、表明保証事項、トヨタ自動車の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本基本契約を変更する内容は規定されていないとのことです。）

（後略）

## （2）本公開買付合意書

（変更前）

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、当社との間で本取引に関し、本公開買付合意書を締結しております。本公開買付合意書においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付前提条件」）、トヨタ不動産及び公開買付者並びに当社の表明保証事項（注5）、当社の義務（注6）、トヨタ不動産及び公開買付者の義務（注8）、並びに契約終了事由（注9）が定められております。なお、本公開買付合意書においては、公開買付者の設立後、2025年6月9日付で公開買付者も本公開買付合意書の当事者となることが合意されており、公開買付者は、2025年6月20日付で本公開買付合意書の当事者となっております。また、本公開買付合意書に関しては、当社は、トヨタ不動産及び公開買付者との間で、本日付で、本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整等を行うための覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本変更覚書においては、上記の本買付価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付前提条件、表明保証事項、当社の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付合意書を変更する内容は規定されていません。）。

（後略）

(変更後)

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2025年6月3日付で、当社との間で本取引に関し、本公開買付け合意書を締結しております。本公開買付け合意書においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付け前提条件」）、トヨタ不動産及び公開買付者並びに当社の表明保証事項（注5）、当社の義務（注6）、トヨタ不動産及び公開買付者の義務（注8）、並びに契約終了事由（注9）が定められております。なお、本公開買付け合意書においては、公開買付者の設立後、2025年6月9日付で公開買付者も本公開買付け合意書の当事者となることが合意されており、公開買付者は、2025年6月20日付で本公開買付け合意書の当事者となっております。また、本公開買付け合意書に関しては、当社は、トヨタ不動産及び公開買付者との間で、2026年1月14日付で、本買付け価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された本自己株式公開買付けの条件変更を踏まえた形式的な調整等を行うための覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本変更覚書においては、上記の本買付け価格変更及び各本自己株式公開買付け条件変更プレスリリースに記載された各本自己株式公開買付けの条件変更に関する点を除き、本公開買付け前提条件、表明保証事項、当社の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付け合意書を変更する内容は規定されていません。）。また、本公開買付け合意書に関しては、当社は、トヨタ不動産及び公開買付者との間で、2026年3月6日付で、本買付け価格再変更及びこれを踏まえた形式的な調整を行うための覚書（以下「本再変更覚書」といいます。）を締結しております（なお、本再変更覚書においては、上記の本買付け価格再変更に関する点を除き、本公開買付け前提条件、表明保証事項、当社の義務、公開買付者の義務及び契約終了事由について、本公開買付け合意書を変更する内容は規定されていません。）

(後略)

以上

## 追 加 答 申 書

株式会社豊田自動織機 取締役会 御中

2026年3月6日

株式会社豊田自動織機 特別委員会

委員長 半 田 純 一

委員 隅 修 三

委員 清 水 季 子

本特別委員会は、本取引について、当社から本追加答申書第1記載の諮問事項（以下「**本追加諮問事項（価格変更）**」という。）について、以下のとおり、答申する<sup>1</sup>。

### 第1 本特別委員会に対する諮問事項

当社は、2026年3月3日、公開買付者から、本公開買付けにおける買付価格を18,800円から20,600円とする（以下「**本買付価格再変更**」といい、本買付価格再変更後の公開買付価格を「**本公開買付価格**」という。）との伝達を受けた。

本特別委員会は、2026年3月4日、当社より、本買付価格再変更を前提として、2026年1月14日付答申書により当社取締役会に答申した賛同・応募推奨意見について、変更がない場

---

<sup>1</sup> なお、本追加答申書で使用される用語は、特段の記載のない限り、2026年1月14日付答申書（以下「**2026年1月14日付答申書**」という。）で用いられたものと同様の意味を有し、本追加答申書は2026年1月14日付答申書記載の留保事項及び限定事項に服するものとする。

合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申することを求められた。

## 第2 本特別委員会の活動内容等

本特別委員会は、本追加答申書を提出するに先立ち、以下の各行為を行った。

### (1) 本特別委員会の開催等

本特別委員会は、2026年3月4日に委員会を1回開催し、本追加諮問事項（価格変更）に関する審議を行った。なお、委員会の開催に先立ち、また、本追加答申書の承認に至るまでの間、電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行った。その結果、本特別委員会は、本追加答申書作成日において、委員3名全員の一致をもって、本追加答申書を承認した。

### (2) 公表されている関連資料等の検討

本特別委員会は、当社による2026年3月6日付「(変更)「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」の一部変更について」(以下「**本プレスリリース(価格変更)**」という。)のドラフトその他公表されている関連書類を含む本特別委員会における検討のために合理的に必要又は適当と考えた書類等を検討した。

### (3) 質疑応答の実施

本特別委員会は、本追加諮問事項（価格変更）について検討するため、以下の事項を含むヒアリング、質疑応答等を追加的に実施した。

- ① 当社及びMUMSSから、現在の当社株式に係る市場株価動向等に関する説明を受け、質疑応答を実施した。
- ② 当社及びMUMSSから、当社と公開買付者との協議・検討状況及びトヨタ不動産と当社の株主との協議状況について説明を受け、質疑応答を実施した。
- ③ 当社から、本プレスリリース（価格変更）の、本特別委員会の開催日時点でのドラフトについて説明を受け、質疑応答を実施した。

### 第3 本特別委員会の意見

本買付価格再変更を前提として、本特別委員会が2026年1月14日付答申書により当社取締役会に答申した各意見は維持するのが相当であり、本公開買付けへの賛同意見及び当社株主への応募推奨意見に変更はない。

### 第4 意見の理由の概要及び検討内容について

#### 1. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。）について

本特別委員会は、当社に対して、本公開買付けの公表後に生じた各種事象についての説明を求めた。これに対して当社から、本特別委員会に対して、①当社が作成した本事業計画の内容に変更は生じていないこと、②他方、当社株式及び当社保有金融資産（株式）の価値が上昇したこと、③トヨタ不動産と当社株主との間の協議の状況等について、2026年1月14日以降、共有を受けてきたこと、④2026年3月3日、公開買付者から本買付価格再変更について伝達を受けたこと、⑤第三者から、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を困難にする又はその合理的なおそれのある取引に係る買収提案等を受けていないこと、⑥本買付価格再変更が当社の事業運営に消極的な影響を生じさせないこと等について、説明があった。

本特別委員会は、これらについて慎重に議論した結果、当社の説明に不合理な点は見当たらず、本公開買付けの公表後に生じた各種事象を踏まえても、当社の保有資産である株式の市場価格の上昇以外、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じておらず、本買付価格再変更は、当社の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、当社の少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいものであると判断した。

以上より、本特別委員会は、本取引が当社の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は正当であり、かつ、合理的であるとの意見を維持するのが相当であると判断した。

2. 本取引に係る手続の公正性（当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含む。）  
について

本特別委員会が2026年1月14日付答申書で指摘した、(i)独立した特別委員会の設置、(ii)外部専門家の独立した専門的助言等の取得、(iii)他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）、(iv)マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定に関する事項、(v)少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上、(vi)強圧性の排除の各項目の内容について、判断の基礎とした事実は本追加答申書作成日時点においても変更されておらず、本特別委員会は、本取引において当社株主の利益に配慮した適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であるとの意見を維持するのが相当であると判断した。

3. 本取引に係る取引条件の公正性について

(1) 本公開買付価格の妥当性

本買付価格再変更は、公開買付価格を引き上げるものであり、本買付価格再変更は当社の少数株主に利益をもたらすものであると評価できる。

また、2026年1月13日以降、MUMSS、SMBC日興証券及びEYSCの同日付の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの前提とされた本事業計画に変更はない。

さらに、本特別委員会は、MUMSS及びSMBC日興証券の分析結果の報告及び助言を受け、2026年1月13日以降、当社が保有する金融資産（株式）の価値が上昇しているところ、本公開買付価格はかかる上昇価値を十分に織り込んだものであると判断した。

以上より、本特別委員会は、MUMSS及びSMBC日興証券からの助言を受け、本公開買付価格が当社の株主（トヨタ自動車、豊田氏及び当社並びに公開買付者及びその関係会社を除く。）にとって財務的見地から妥当であると判断した。

(2) その他の取引条件

その他の取引条件について、2026年1月14日以降、その公正性に重大な影響を与える

事情は生じていないことが確認された。

(3) 結論

以上より、本特別委員会は、本公開買付価格が、当社の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であり、その他の取引条件は公正であると判断し、2026年1月14日付答申書におけるその旨の意見を維持するのが相当であると判断した。

**4. 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同表明をすること及び当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことの是非**

本特別委員会は、上記1から3までのとおり、①本取引は当社の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は正当かつ合理的であること、②本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であること、③本公開買付価格は当社の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であり、その他の取引条件が少数株主にとって公正であると判断できること、④本公開買付けは当社の少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいものであること、⑤2026年1月14日付答申書の提出以降も当社の非公開化を前提とする本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかったことなどから、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同表明をすることについて首肯でき、また、当社取締役会は当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことが相当であるとの意見を維持するのが相当であると判断した。

**5. 本取引が当社の少数株主にとって不利益でないことについて**

上記1から4において検討したとおり、本公開買付けの取引条件によって少数株主が不利に扱われることはないとの2026年1月14日付答申書における本特別委員会の判断に変更はない。

また、上記1から4において検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、

本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は、2026年1月14日付答申書の提出以降も見当たっていない。

以上により、本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見を維持するのが相当であると判断した。

以 上